

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第82号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則（昭和30年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（恩給証書又は裁定通知書の再交付）</p> <p>第13条 <u>規則第36条</u>の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、恩給証書（裁定通知書）再交付申請書（様式第4号）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（恩給証書又は裁定通知書の再交付）</p> <p>第13条 <u>規則第36条第1項</u>の規定により恩給証書又は裁定通知書の再交付を申請する者は、恩給証書（裁定通知書）再交付申請書（様式第4号）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 <u>規則第36条第2項</u>の規定により恩給証書の再交付を申請する者は、<u>恩給証書（裁定通知書）再交付申請書（様式第4号）を作成し、申請者本人の最近の写真を添付してこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、現住所の警察署、領事官その他申請者が本人であることを知っている官公署から、本人であることの奥書証明を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の写真は、申請書にはりつけ、前項の奥書証明をする官公署の割印を受けなければならない。</u></p>
<p>（恩給受給権調査申立書）</p> <p>第14条 略</p>	<p>（恩給受給権調査申立書）</p> <p>第15条 略</p>
<p>（この規則に定めがない場合の手続）</p> <p>第15条 略</p>	<p>（この規則に定めがない場合の手続）</p> <p>第16条 略</p>
<p>様式第4号（第13条関係） 略</p>	<p>様式第4号（第13条、<u>第14条</u>関係） 略</p>

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。